

## 学生の心身の健康等に係る支援

### ア 定期健康診断

学校保健法、結核予防法にもとづいて、定期健康診断を入学時及び2年次に実施している。「要精検」の所見が出された場合は、当該学生に対して精密検査等を受診するよう指導している。

### イ 救護体制

保健室は1号館内に設けられており、ベッドを1床設置している。また、学生・就職支援課には家庭常備薬程度の医薬品を備えており、軽傷の擦り傷等の場合は学生・就職支援課職員が応急処置を行っている。骨折や内臓疾患等、学生・就職支援課が対応できない場合は、近隣の医療機関に連絡をとり受入れ病院へ搬送している。なお、平成19年度からは学内及び学生寮内にAED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、教職員と学生に対してその使用方法の講習会等を実施し、万が一のときにも適切な処置が施せるような体制を整えている。

### ウ メンタルケア及びカウンセリング体制

メンタルケア及びカウンセリング体制については、なんでも相談室(2名)およびカウンセリングルーム(1名)を設置して対応している。セクシュアルハラスメント/いじめ対策として、相談窓口を設け7名の相談員を置いている。

### エ 身体障害者（発達障害者を含む）

入学希望者に対して、障害の程度に応じて可能な範囲で援助を行う用意があるが、「対応できること」と「できないこと」がある旨を明確に説明し、具体的にどのような援助ができるのかを相談させていただいている。また、入学前に「修学時特別支援」に関するアンケートを取り、入学後は、その申請をもとに担任教員、学科教員、相談支援部門等と連携を取り、支援を行っている。